令和５年度

安全計画及び
危機管理マニュアル

船橋市立芝山中学校

令和５年度　安全計画

１．基本方針

（１）教職員は生徒の安全確保を第一とする。次に避難所の開設や運営の協力にあたる
（２）保護者とは様々な連絡方法を用い、　生徒の避難状況や災害の程度など情報を発信する。
（３）地域役員、市職員と協力して避難所の運営にあたる。
（４）日頃より、防災教育の推進を図り、生徒に自分の身は自分で守る判断力や行動力を身につけさせる。また家庭や地域で貢献できる事を考えさせる。

２．　複数の連絡方法、情報収集

（１）　船橋市学校メール、　ホームページを活用する。
　①　緊急連絡先を確認
　②　ホームページ担当（　教頭・情報担当・生徒指導・教務主任　）
（２）災害時優先電話を使用する。
　①　事務室事務長側電話　「災害有線電話」専用の電話機、コード。
（３）防災無線を活用し、　情報収集や市役所との連絡を取る。
（４）災害伝言ダイヤル１７１を活用できるよう、生徒や保護者に利用方法を伝える
　１７１にダイヤル→自分の電話番号をダイヤル→録音か再生かを選択
　→伝言を録音、再生

確実な連絡方法はありません。複数の連絡方法、情報収集が必要になります。 個々の情報を一元化するために、各先生方が得た情報は教頭まで報告してください。

３．地震及び災害発生時の避難誘導の動き　【生徒在校時】

（１）　一次避難

生徒の動き	教師の動き
・机の下に身を隠す。 ※地震　ドアを開ける。 カーテンは閉じる。 ※火事　ドアを閉める。 ・教室外 ※ガラスなどから離れる。頭を机、イスなどで隠す。 ※体育館では、照明、窓ガラスの破損から身を守るために、体育館の前、後方に避難するマットなどで頭や体を覆う。	・一次避難の放送 ・生徒の活動場所に移動　生徒の安全の確保。 ・二次避難の恐れがなく、揺れが沈静化したら、地震の状況を放送で伝える。 ・窓ガラス、照明、稼働物から身を守らせる。避難口の確保。 ○二次避難の必要がある場合は、避難場所を指示。 ※グランド、屋上等　臨機応変に対応。

（２）二次避難

生徒の行動	教師の動き
※　主要動が終わって１分後行動開始 「お・は・し・も」 ※　指定の場所で待機する。	・グランドに避難させる。 人員の確認、　けがの有無確認、　報告 ・状況に応じて待機場所を変える。

（３）近隣安全の確認方法

① 教職員が自転車やバイク、徒歩で確認する。
② 船橋市防災無線で情報収集・連絡。事務長→教頭
③ テレビ、ラジオ、携帯（インターネット）、防災無線などで情報収集をする

（４）三次避難

① 近隣の安全を確認できた場合

・地域別集団下校（町会・自治会別）をする。

※地域別集団下校の計画をたてておく。

・学校メール、電話連絡網などで生徒が下校することを発信する。

② 安全が確認できない場合

・生徒を学校にとどめ置く。

※ 体育館や3階以上の教室など安全が確保される場所で待機する。
→非常用食料は防災倉庫のものを本部長の指示のもとに利用。
防災課に確認済み・HPや電話などで避難状況を発信する。

（５） 避難所の開設

① 事前準備 ・・・本部 校長室

・体育館を避難所として開設する。

・施設を解錠するのは、学校職員・市職員・非常参集職員のいずれかが行う。

② 施設の解錠、避難所の開設

・基本的には市職員があたるが、緊急に開設する必要があるときは校長、教頭 学校職員が開設する。

・夜間・休日等の場合は市職員（非常参集職員） が実施する。教頭、災害対策参集要員も協力する。

③ 運営の手順

・体育館の安全確認、 施設の解錠 →市職員または学校職員

※担当 体育主任、生徒指導、安全担当

・避難者名簿の配布・作成 →受付の作成 カード形式を検討中

※担当 教務主任、事務長及び市担当者

・居住区域の割り振り →体育館の区分けは４０人程度で一区画
※たたみを使い、居住区域の割り振り
担当（チーフ）体育主任・（サブ）生徒指導、安全担当

・食料、生活必需品の配給 →地域、 市職員と協力して行う。
※備蓄倉庫から体育館に食材、生活必需品を移動
担当（チーフ）安全主任（サブ）女性職員、市職員、保護者有志

・トイレやストーブなどの設置
担当 トイレ （チーフ） 生徒指導 （サブ） 安全主任
ストーブ （チーフ） 安全担当 （サブ） 体育主任

※生徒が在校している場合は、校内分担として生徒の安全確認は教務主任、担任が行い。 避難所準備は教頭 ・ 生徒指導主事・副担任が行う。
本部：校長室・事務室（校長、事務長）

④ 避難所開設時の職員役割分担

役職	内容	分担
災害対策本部長	全体の統括	校長
災害対策副本部長	本部長の補佐	市職員・地域役員
情報広報担当	防災無線、HP更新	教頭・教務・情報担当
避難誘導、生徒把握担当	生徒の安全確認、避難者名簿の作成	教務・市職員代表・事務長
救護、衛生管理担当	怪我人、病人への対応	養護教諭、市職員
炊事、給水担当	食事、水の配給、トイレの設置	男性職員、女性職員
生活物資担当	毛布、ｽﾄｰﾌﾞ、灯油などの配布	協力者

4．休日、登下校中に地震発生の場合

時間帯	児童生徒の動き	教職員の動き
登下校中	危険物、落下物などに注意し安全な場所に避難する。 自宅に帰る。または学校に戻る	近隣の状況を調査する 電話等で安全を確認する
休日	在宅時であれば、　安全な場所に避難し家族の指示に従う	電話で安全を確認する

5．地震防災応急対策要員動員計画

震度	動員	勤務時間内	勤務時間外
５強	校長、教頭、災害対策員	直ちに配備	直ちに出勤する
６弱以上	全職員	直ちに配備	出勤可能な職員が配備につく

夜間配置（発動）
・本部長からの指示
～震度　５強～６弱
（第一次発動）
校長・教頭・教務・生徒指導　協力可能職員
～　震度　６強以上
（第二次発動）
校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任・事務長・協力可能職員
（第三次発動）
全職員
（ただし、通勤可能職員、幼児、児童を持たない職員）

災害対策要員として徒歩30分以内で学校に着ける３名で初期対応組織を作る。
・３０分以内で到着できる職員（**教頭・中村・三山**）

・一番早く到着した職員がリーダーとなる。
・教員の出張中の場合は、学校に連絡し校長の指示を仰ぐ。またはただちに帰校する
・本人および家族の安全確保確認をすることを妨げないが、避難場所での対応を最優先とし、校長（本部長）の指示に従うものとする。

Ⅰ 授業中の危機管理 （１ 地震 ２ 火災 ３ 風水害）

（１）地震

【対策】

- 建具等の転倒、落下防止措置をしておく。
- 避難経路には物を置かない。
- 薬品は分類保管し、転倒しても発火等おこらないようにしておく。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○大きな揺れが続いている時、教室内では、天井、壁、蛍光灯テレビ、花瓶等が落下し、掃除ロッカーが転倒するとともに窓ガラスが割れ、飛散する ・コンピューター室等では、コンピューターが落下する。 ・視聴覚室では、テレビ、オーディオ機器等が落下する。 ・音楽室では、ピアノ、楽器が移動し、転倒する。 ・技術・美術室では、掲示物、額縁、彫像等が落下する。 ・体育館では、水銀灯、蛍光灯スピーカー、どんちょうが落下する。フロアーが弓なりになり破損する。格納庫から椅子台車が飛び出す ・グランドでは、地割れ、陥没が起こるほか、ブロック塀フェンス、バックネット、門柱、国旗掲揚柱が倒壊する。 ・暖房器具の転倒により、火災が発生する。 ・家庭科室等では、調理使用中のガス、油より、引火が起きる ・理科室では、薬品等の落下により火災が発生し、危険物が飛散する。 ・給食室、湯沸し室等より火災　が発生する。	・机の下にもぐらせる。身をかくすところがない場合、手近にある本等で頭部を覆い保護させる。 ・教師不在のクラスには、同じフロアーの教師が指示をする。 ・落下物を避けるため、中央に寄るよう指示する。 ・消火については、生徒の安全を第一として、火災からの避難の指示をするとともに、近くの教職員に援助を求め、初期消火、火災発生の通報等の対応をする。	・机の下にもぐり、身をかくす。できない場合、手で頭を覆ったり、本等で頭を覆ったりする。 ・廊下等で学習活動をしている場合は、近くの教室等に入り、机の下等にもぐり、身の安全をはかる。 ・落下物等に注意しながら中央に寄り、身の安全をはかる。 ・グランド中央に寄りしゃがんで身の安全をはかる。 ・落下物等に注意しつつ、火災を避け、身の安全をはかる。
○揺れがおさまったら ・避難経路に転倒物、落下物がある。非常階段が損壊し、非常扉が開閉しないこともある。 ・校庭等の一次避難場所が地割れ、液状化等で集合に適さないこともある。	・地震発生の校内放送を行う。「揺れがおさまりました。電源を切り、ガスの元栓を閉め、脱出口を作りなさい。負傷者の有無を確認し、速やかに○○へ避難しなさい。」 ・何かで頭を防護させ、避難路の安全を確認しつつ避難させる。	・緊急放送を聞く。 ・防災頭巾をかぶり、指示通り避難行動をする。

（２）火災

【対策】

・　ガスの元栓は、使用時以外締めておく。

・　防火扉の前に物を置かない。

・　防火設備の整備点検、配置場所の周知徹底を図る。

・　火気を使用する授業時においては火気の取り扱いに十分留意する。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○　火災発生直後、 （火はまだ小さい）	・初期消火に当たる。 生徒を落ち着かせ、安全を確認しながら周りのものと協力し、初期消火にあたる。 ・火災発生を早く知らせる。 電話または生徒を走らせ職員室事務室へ知らせる。 事務室から110番へ連絡。	・教師の指示に従い初期消火にあたる。 ・連絡に走る。 ・周りに知らせる。 （ 大声を出す、ものをたたく等）
○天井に燃え移る。 ↓	・火災発生の校内放送を行う。 「〇〇に火災発生。速やかに〇〇へ避難しなさい」 ・教室では教職員が指示 「落ち着きなさい。窓を閉めてから声を出さず、物を持たずに避難しなさい。」	・窓を閉める。 ・防火扉が閉まった後、脱出するときは、脱出用扉から出る。
○炎が燃えさかる。 ・煙が充満する。	・逃げ遅れた者がいたら、近くの消防隊員に知らせる。	・姿勢をできるだけ低くし煙を吸わないようにハンカチ等で口を覆い避難する。 ・一度逃げたら絶対に戻らない。 ・躊躇せずに炎や煙の中を一気に駆け抜ける。

（３）風水害

【対策】

・市役所の広報や気象情報に注意する。
・窓、外壁等の欠陥は早めに修理しておく。
・アンテナ、バスケットリング（外用設置）等、倒れしやすい物を固定する。
・ガラスの飛散防止措置を行う。
・側溝の清掃をし、流れを良くしておく。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○台風、集中豪雨に関する警報が出る。	・教室内のカーテンを閉めさせる。 ・風雨の状況や気象情報に注意を払い、安全を確認し集団で帰宅させる。 ・帰宅できない場合は、普通教室棟へ避難させる。	・教室内のカーテンを閉めさせる。 ・指示に従い、家族と打ち合わせてある経路で帰宅する。
○集中豪雨が発生する。 ・狭い地域に突発的に降るため予報が困難である。 ・警報が発令されないことも予想される。	・雨の降り方、巨大な黒い雲の群れ、雷の鳴り方に注意する ・ラジオ、テレビの情報に注意する。 ・対策を協議する。 ・校内放送を行う。	
○雨音で話し声がよく聞こえなくなり地面一面に水が溜まる（16～20mm/h） ○土砂降りで雷が鳴り続ける。（20～30mm/h） ・崖崩れの危険がある。	※生徒を高い場所（普通教室棟特別教室棟の２階）に避難させる。（歩ける深さは３０ｃｍまで） ・非常持ち出し品を浸水から守る手だてをとる。 ・全員普通教室棟へ避難させる	
〈洪水が発生した場合〉	・市役所の情報に注意し、生徒を普通教室棟へ避難させる（隣接道路沿いの情報に注意する。）	・必ず靴を履き、足元に注意し、場合によってはロープ等でつながって避難させる。 ・普通教室棟へ避難する。

※　地域や自然環境それぞれの環境条件によって集中豪雨の水量が変化するので注意する。
※　道路や側溝設置等の立地状況も異なるので注意する。

Ⅱ　休み時間の危機管理（1　災害全般　　2　火災　　3　地震　　4　風水害）

（1）災害全般の避難誘導

【対策】

・防災計画により、事前に担当場所を把握、決定しておく。
・校内の校庭における避難場所の周知徹底。
・生徒が避難訓練により、普段より安全な行動が取れるよう指導しておく。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
・生徒の掌握に難あり ・不安と恐怖により、泣き叫ぶなどの混乱状況発生 ・校庭の集合場所に来ず、帰宅する生徒が出る。 ・教室以外のトイレなど特別室に閉じこめられる生徒 の発生。	・校内放送により、災害に応じ適切な指示をおこなう。 ・教職員の周囲にいる生徒を連れて、集合場所に集まる。 ・学級の人数確認、教職員が手分けをおこない、校舎内に閉じこめられた生徒の発見 ・大きな声を発しながら、避難できずにいる生徒の発見に努める	・校庭にいた場合、集合場所に ・校舎内にいた場合、揺れが収まってから避難 ・火災の場合、直ちに集合、防災ずきん持参 ・全て、一時校庭避難場所に ・勝手に帰宅しない 保護者の確認にて引き渡す。

（2）　火　　災

【対策】

・生徒が勝手に火気に手をふれない指導をしておく。
・消火訓練とその配置について徹底する。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○ 火災発生直後 （火元は、小さい）	・火災発生の知らせ ↓ ・係りが発生現場に駆けつけ状況の判断 ↓ 職員室、事務室へ連絡 ↓ ・１１９番通報 ・ 可能な範囲で初期消火	・連絡に走る。 ・大声で周りに知らせる ・教職員の指示で初期消火
○ 火が天井まで燃え上がる。 ○ 燃えさかる。 （煙が充満する）	・火災発生の校内放送 「〇〇に火災発生。速やかに校庭に避難しなさい。」 ↓ ・担当職員が担当区域の生徒を誘導、防災頭巾を着用させ避難誘導。 ・ 避難経路の確認、火元より遠い方を避難 ・ 逃げ遅れた者がいたら消防隊へ連絡	・窓を閉める。 ・ ハンカチで口を押さえる。 ・非常用扉から避難。 ・姿勢を低くして避難・ 「押さない」 「走らない」 「しゃべらない」 「戻らない」 ※おはしも

（3）地　　震

【対策】

予想される状況	教職員の対応	生徒の行動
○大きな揺れが続いている。 ・蛍光灯の落下、窓ガラスの破と散乱、損棚の転倒が発生 ・校舎のゆがみ、校舎の接合部の破損……通行不可能 ・廊下や階段の破損 ・校庭の地割れ。 ・各教室での書架や戸棚の転倒 ・　テレビなど機材の散乱	・「机の下にもぐりなさい。」の指示。 ・ 大声で「地震発生」「身を隠せ」の指示。 ・可能な限り戸を開け、出入り口の確保。 ・建物内の場合、物陰に身を隠して、揺れのおさまるのを待つ。	・教室内…机の下に身を隠し揺れのおさまるのを待つ。 ・廊下…教室内の机の下又は、物陰を探して身を隠す。 ・トイレ…ドアを開くようにして動かずに揺れを待つ。 ・階段…壁に身を寄せ、頭部を保護して揺れを待つ。 ・校庭…地割れに気をつけて避難。 ・建物の近くにいた場合は、建物より離れる。 落下物、ガラスの落下などが予想される。
○　揺れがおさまってから	・「直ちに、避難」の大声で号令をかけて誘導避難を行う。 ・近くの教室や特別教室、トイレなどに生徒がいないか確認をしつつ、避難させる。 ・けが人は、安全を確認し、誘導中の教職員の支援を求めて非難する。 **・非常持ち出し品、書類等搬出**	・教職員の指示を待つ。 勝手にばらばらな行動は慎む。 ・教職員の指示により、防災頭巾等、頭部保護の用具を身につけて非難する。 ・指示されている避難場所へ集合する。 ・「押さない」「走らない」「静かに」「戻らない」の行動をとる。

（4） 風　水　害

【対策】

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○台風、集中豪雨に関する警報の発令。 ・海浜地区では、海面の上昇、道路等の冠水による通行止め。	・情報の収集に努める。 ・近隣校との連絡、協議。 ・校内放送により、生徒を教室内に集める。 ・臨時職員打ち合わせを持ち、対応を相談。 ・一斉に、緊急連絡等、家庭との連絡を取り、状況、安全を確認の上、帰宅させる。 ・生徒においては、家族との連絡を取り、引き渡しを行う。 （生徒の点呼）	・放送後、速やかに教室に入り、教職員の指示を待つ。 ・職員打ち合わせの後、決まったことを生徒に伝え落ち着かせる。 ・家から保護者が引き取りに来た生徒は、確認後帰す。 ・帰宅までの距離や時間、家族の在宅等、安全の状況が把握できる生徒は帰宅させる。
○集中豪雨の発生。 ・道路等の冠水による通行止め ・保護者が交通遮断のため迎えに来れない事態の発生。 ・電話連絡の不通	・全員を決められた教室に避難させる。 ・緊急連絡により、保護者との連絡を確保。生徒の状況、保護者の状況を確認する。	・特定の教室に避難。 ・勝手な行動を慎み、保護者からの連絡を待つ。 ・保護者や家の人が引き取りにくるまで、待機させる。
○周辺住民が体育館等に避難してくる。 ・けが人の発生	・生徒と住民との避難場所の区分を指示し、誘導する。 ・防災対策の危機管理課と相談し、対応について意思統一を図る。 ・保健室の利用について検討する。	・指示に従って行動する。

Ⅲ　登下校時、放課後の危機管理（地震、火災）

（１）地　　震

【対策】

・校内放送や合図を、落ち着いて正確に聞き取る態度を養っておく。
・校内の校庭における避難場所の周知徹底及び保護者への引き渡し方については、事前訓練等で徹底しておく。
・地震発生時は、落下物・転倒物の危険を瞬時に予想し、出入り口を確保した上で、できるだけ安全な所に身を置き、揺れが収まってから避難することを日頃より徹底しておく
・個人の判断で勝手に下校することのないように徹底しておく。
・学校以外で災害があった場合の避難場所等について、家族で話し合っておくように指導しておく。

予想される状況	教職員の対応	生徒の行動
○大きな揺れが続いている。 ・不安と恐怖により、泣き叫ぶなどの混乱状況発生。 ・地割れ、建物、塀等の倒壊、看板・ガラス等の落下建物内の蛍光灯の落下、窓ガラスの散乱、損棚の転倒 ・校舎のゆがみ、校舎の接合部の破損……通行不可能 ・廊下や階段の破損 ・校庭の地割れ ・各教室での書架や戸棚の転倒 ・テレビなど機材の散乱	・近くにいる生徒に大声で「地震発生」「身を隠せ」の指示 ・火気（電源、ガス）の始末可能な限り、戸を開け、出入り口の確保。 ・建物内の場合、物陰に身を隠して、揺れのおさまるのを待つ。	・路上…倒壊するおそれのある塀、石垣、自販機、電柱落下するおそれのある看板ビルのガラス、垂れた電線ガスの臭いの強い箇所を避けて避難する。 ・体育館…中央に集合、身の回りの物を頭に置き、体を低くし、揺れのおさまるのを待つ。 ・教室内…机の下に身を隠し揺れのおさまるのを待つ ・廊下…教室内の机の下又は、物陰を探して身を隠す ・トイレ…ドアを開くようにして動かずに揺れを待つ。 ・階段…壁に身を寄せ、頭部を保護して揺れを待つ。 ・校庭…地割れに気をつけて避難。
○　火災が発生する。	・火災よりの避難の指示をするとともに、初期消火、火災発　生の通報等、近くの教職員に　援助を求めて対応する	・落下物等に注意しつつ、火災をさけ、身の安全を守る
○　揺れがおさまる。 ・避難経路に転倒物、落下物がある。又、非常階段が損壊し非常扉が開閉しないこともある。 ・校庭等の避難場所が地割れ液状化等で集合に適さないこともある。 ・教室以外のトイレなど特別室に閉じこめられる生徒の発生 ・校庭の集合場所に来ず、帰宅する生徒が出る。 ・その後登校する生徒がいる。	・避難経路の状況把握に努めるとともに、緊急放送等によって、在校の生徒の避難誘導、放送設備が使用不可の場合はハンドマイクを使って「直ちに、避難」の大声で号令をかけて、誘導避難を行う。 ・　近くの教室や特別教室、トイレなどに生徒がいないか確認をしつつ、避難させる。 ・けが人は、安全を確認し、誘導中の教職員の支援を求めて避難する。 ・担当者を決め、その後登校する生徒、下校途中で引き返した生徒を保護する ・**非常持ち出し品、書類等の搬出**	・緊急放送等をしっかり聞いてから行動するようにし勝手にばらばらな行動は慎む。 ・教職員の指示により、頭上の落下物、倒れてくる物に注意して非難する。 ・指示されている避難場所へ集合する。 ・「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」の 行動をとる。 ※おはしも ・勝手に帰宅しない。

（2） 火　　災

【対策】

・生徒が勝手に火気に手をふれない指導をしておく。

・消火訓練とその配置について徹底する。

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
○　火災発生直後 （火元は、小さい）	・　火災発生の知らせ ↓ ・　係りが発生現場に駆けつけ状況の判断 ↓ 職員室、事務室へ連絡 ↓ ・　１１９番通報 ・　可能な範囲で初期消火	・連絡に走る。 ・大声で周りに知らせる。 ・教職員の指示で初期消火
○　火が天井まで燃え上がる。 ○　燃えさかる （ 煙が充満する）	・　火災発生の校内放送 「〇〇に火災発生。速やかに校庭に避難しなさい。」 ↓ ・在校している職員で区域を分担して生徒を誘導、防災頭巾を着用させ避難誘導 ・避難経路の確認、火元より遠い方を避難 ・逃げ遅れた者がいたら消防隊へ連絡	・窓を閉める。 ・ハンカチで口を押さえる ・防災頭巾等を着用。 ・非常用扉から避難。 ・姿勢を低くして避難。 ・「押さない」 「走らない」 「しゃべらない」 「戻らない」の 行動をとる。 ※おはしも

Ⅵ　その他の場所での危機管理　（1　校外活動時　2　在宅時）

（1）　校外活動時の対応

い　つ	対　　応
1　校外学習	1　災害発生直後の対応は他の場合と同じ。 2　その後、近隣の学校など公共施設へ避難する。 計画段階で公共施設を認識しておく 3　班行動等の場合には、あらかじめ連絡先、避難先、本部所在地を周知徹底させておく。 4　点呼を徹底する。 5　学校と連絡を取ると共に、保護者との対応を迅速に取る。
2　修学旅行	1　災害発生直後の対応は他の場合と同じ。 2　宿舎、旅行交通機関との連絡をとり、速やかに安全な場所に避難。 3　班行動等のときは、あらかじめ、連絡先、避難先、本部所在地を周知徹底させておく。 4　点呼を徹底する。 5　学校と連絡を取るとともに、保護者との対応を迅速に取る。
3　鑑賞教室 見学等	1　災害発生直後の対応は他の場合と同じ。 2　現地での点呼を徹底する。 3　移動途中の時は臨機応変の対応を取るよう、あらかじめ生徒に指示するとともに現地、学校、家庭とで並行して点呼、安否確認を行う
4　部活動	1　災害発生直後の対応は他の場合と同じ。 2　主催団体や相手校の指示を受ける。 3　現地での点呼を徹底する。 4　移動途中のとき臨機応変の対応を取るようあらかじめ生徒に指示するとともに現地、学校、家庭とで並行して点呼、安否確認を行う。 5　学校、校長と速やかに連絡をとる。

（２）　在宅時の対応

【対策】

・事前に生徒の「緊急時の連絡先の住所」「電話番号」「本人との関係」を把握しておく。

状　況	留　　意　　点	教職員の対応	生徒の行動
○　生徒個人宅及び近隣だけが被害を受ける。	○火災など限定している場合を想定 ・夜間休日は学校の電話が留守状態になっているので、担任の自宅が第一連絡先となる。 ・第２連絡先以降は、検討しておく必要がある。 ・名簿等が紛失していることが考えられる。	・本人及び家庭の被害状況を把握する。	・学校担任へ電話連絡して被害状況を報告する ・連絡できない場合は、近隣の本校生に連絡をしてもらい仲介をたのむ。
○生徒個人宅が広範囲に被害を受ける。	○広域の火災や崖崩れなどを想定 ・避難所に難を逃れている場合があること、また多くの生徒が同時に被害に遭っていると考えて対応しなければならない。	・上の対応に加えて、状況把握のため職員が地域ごとに分担して現地調査を行う	・上記の対応をする
○被害が大きく生徒が学校と連絡を取れない。	・台風など予見できるもの、地震など予見できないもので対応は違う。 ・２次的な被害を避けることを各自で行った後、安全が確保されてから安否確 認作業に入る。 ・職員、生徒とも被災しているので応援態勢を組んでもらう必要がある。	・あらかじめ決めておいた分担で地域毎に調査を行う職員がそろわない場合には、いる職員で随時分担をつくって対応する。	・可能な範囲で　自分の状況を学校に連絡する。

※　上記の対応のために必要なもの
- 地域別連絡網
- 職員地域別分担表
- 職員、生徒緊急連絡網
- 非常時の連絡体制
- 特設電話、携帯電話
- 職員、生徒の安否確認表
- 非常時連絡一覧表

Ⅴ　保護者への引き渡し

状況	教職員の対応	生徒保護者の行動
○保護者又は保護者に準じる人と連絡が取れて直接学校で引き渡せる。	・連絡方法の確認をする。	
○保護者又は保護者に準じる人と連絡が取れて自宅避難場所等で落ち合う。	・落ち合えた場所の連絡を学校に入れるように指示する。 ・もしあえなかった場合の対処の仕方を指示する。（基本的には避難所、学校で待機） ・避難所、学校、事前に打ち合わせた連絡先に状況を連絡するよう指示する。	・落ち合えた場合学校に連絡。 ・落ち合えない場合、学校待機。
○保護者と連絡が取れない。	・安全が確認されるまでは学校で待機 ・自宅、避難所、事前に打ち合わせた場所に安全に行ける場合は必要最低限のものだけを持っていかせる。 ・もし会えない場合、学校で待機。 （指定された避難所か学校待機）	・指示があるまで学校待機

※上記の対応のために必要なもの
・職員、生徒安否確認表
・校区内地図

生徒の安全確保に関する緊急対応

船橋市立芝山中学校

事故発見者

校内緊急放送

緊急放送、緊急放送
ただ今、ブザーが鳴っています。先生方は、確認願います。
※職員は、緊急対応マニュアルにより対応する。
全校生徒は、先生の指示に従って行動しなさい。
繰り返します。

①近くの職員及び生徒に知らせる
（火災報知器の使用）

②生徒の救護・保護

③避難指示

④不審者対応

警察署通報
（１１０）

消防署通報
（１１９）

校長・教頭
職員室在室者

校内対策本部
（校長室）

教育委員会への一報
４３６－２８６４

①緊急放送で生徒へ避難指示
②全職員へ行動指示
③対策本部に情報伝達係を指名する

全職員による対応

校長・教頭	教務主任	担　任	生徒指導、学年主任、副担任	養護教諭 保健主事	事務職員
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・外部機関との連携 ・報道機関への対応 ・被害生徒宅への家庭訪問等	・関係保護者への連絡 ・ＰＴＡ役員への連絡 ・近隣校への連絡 ・全保護者への連絡	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・被害生徒宅への家庭訪問等	・現場直行 ・不審者への対応	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携等	・電話対応 ・各種連絡等

事故発生時の対応（当日）

1　近くの職員への連絡

①　迅速・確実に連絡する。(複数以上の連絡方法を周知しておく)
・大声で職員に知らせる　　「事故発生、応援願います」(繰り返す)
・インターホンにより連絡する。
・近くの生徒を近くの教室・職員室に走らせる。
・火災報知器を発報させる。（生徒の生死に関わる事故。警備会社に連絡する）
②　緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、生徒の安全を確保する。
③　現場に急行する職員は、自らが担当する学級の生徒の安全確保に留意(避難指示・他の職員に依頼等)する。

2　応急措置

①　医療機関へ連絡する。(救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等)
②　救急処置を実施する。
＊　全身症状に対して(意識のない場合：気道の確保、心臓マッサージ、ＡＥＤ使用)
＊　局所症状に対して(安静、冷却、圧迫・固定、傷害部位を心臓より高くする)
③　保護者へ連絡する。
＊　症状・状態、搬送先、保険証の持参について等

3　避難誘導

①　室内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する.
②　休憩時間や清掃時間中等、職員が生徒を掌握していない時に事故が発生した場合には、緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、周辺にいる生徒を集合させ、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

4　対策本部の設置

①　事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に校内対策本部を設置する。
②　校長(教頭)を対策本部長とし、直ちに必要な指揮をとる。
③　対策本部と現場対応者(事故現場・救急隊・警察等)との間の情報伝達を迅速かつ確実に行うため、情報伝達係を対策本部員として指名しておく。
④　情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
＊　負傷者(氏名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名)
＊　生徒の状況(保護者の引き取り状況・下校時間・下校時の指示)
＊　職員の動向(病院への同行・家庭訪問・情報収集)
⑤　市教育委員会担当　危機管理課職員を加える。(市教委への報告・応援要請)
⑥　関係機関(警察・消防等)や市教育委員会危機管理課の対策本部との連絡・調整

5　報道機関への対応等

②　取材には、校長や教頭など、発言に責任のもてる者が対応する。
②　取材には、資料に基づいた事実を正確に話す。数字や固有名詞などは正確を期すためなるべく資料を提供するようにする。
③　取材された内容が警察の捜査の関係上、発表できないものは、その理由をはっきり述べ、了解を得る。
④　取材された事項がいつ報道されるかを、できるだけ確認する。
⑤　記者会見を開催する場合の日時・場所・内容・発表者については、市町村教育委員会に連絡し、指示を受ける。

6　保護者・地域への事情説明

(1)事情説明会の実施
　大事故が発生した場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を得るためにも、早急に事情説明会を実施する。(市町村教育委員会に連絡し、指示を受ける)

① 事実について説明し、憶測では話をしない。
＊ 事故発生時の様子と学校での対応
・発生日時　・場　所　・加害者及び被害者(人権を配慮する)
・けがの程度(収容先病院等)　・事故発生時の状況と学校での対応
＊ 今後の対応
・休校措置について(期間、今後の見通し)
・被害者への対応について(生徒へは家庭訪問によるケア)
・事件及び安全対策について(地域へは必要に応じてボランティア依頼)
・警察との連携について
＊ 協力依頼
・地域パトロール　・不審者情報の提供

翌日以降の対応

7　心のケア(カウンセリングの実施、カウンセラーの派遣)

(l)関係生徒等の精神的な状況の把握
① 方法　・本人からの聴取　・本人の行動観察　・保護者等からの聴取
・関係者からの聴取など
② 内容　・極度のおびえ　・不安　・不眠　・閉じこもり　・周囲への過敏な反応
・登校不能　・緘黙(かんもく)　・幻聴　・その他、特異な言動など

(2)心のケアが必要と判断される場台
① 教職員等で個別面接相談や家庭訪問等を行う。
② 地域の関係機関・団体に面接相談等を依頼する。

(３)専門的な心のケアが必要と判断される場合
① 市教育委員会に報告・連絡・相談を行う。
② スクールカウンセラーは、学校等において、生徒等の心のケアに当たるとともに教職員が生徒等の心のケアを行う上での助言・援助等に当たる。

8　正常な教育活動再開へ

① 安全が確保され、生徒が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。
＊ 直接的な原因が除去(犯人逮捕等)されたか。
＊ 被害者等の生徒の心のケアが行われ、不安は取り除かれたか。
＊ 保護者及び地域住民の理解は得られたか。(保護者会の開催)
＊ 同種事故の再発防止策は徹底されたか。
② 「お知らせ」等の文書で教育活動の再開を通知する。
＊ ①の確認がなされたことを報告するとともに、授業再開をする。
＊ 家庭における配慮事項を明記し、協力を依頼する。

船橋市立芝山中学校　個人情報管理マニュアル

学校からの個人情報流出を防ぐために

1　個人情報の管理について

（１）個人情報（電子データ、紙媒体を問わず）を校外へ持ち出さない。

・止むを得ず学校外に持ち出す際には、持ち出し簿に記入し校長または教頭の許可を得る。

◇定期試験の答案については、持ち出して自宅で採点することは可とする。
但し、教頭に持ち帰ることを報告する。また研修先や喫茶店などで採点を行わない。紛失の原因になったり、他の人に教員に対しての不信感を与える。

※自宅へ持ち帰る時は寄り道をしない。

◇進路関係の書類（調査書等）の印刷やコピーは学校内で行う。電子データーの取扱いにも注意する。

（２）記録媒体（ＵＳＢメモリ、ハードディスク等）は校務に使用しない

・職務上作成した私物のデータを保存する際は、管理職に依頼し、管理職パソコンでCD-R、DVD-R等に保存してもらう。必要が無くなったデータは、その時点で消去する。

（３）パスワードを設定する

・個人情報の入った電子データを記録媒体に保存する際には、必ずパスワードを設定する

（４）保管とチェックを徹底する

・指導要録などの学籍関係書類は持ち出し禁止とし、耐火書庫に保管する。

（５）廃棄するときは、物理的に行う

・個人情報が含まれる紙媒体を廃棄する場合、シュレッダーにかけることが原則。

・電子データ（ＣＤ、DVDなど）の場合、物理的に破壊する。

2　日常の注意事項

（１）個人情報の載った文書、生徒の作文やテストなどを**机の上に出しっぱなしにしたまま、離席しない。**また**机上の整理整頓**も各自がきちんと行う。

（２）パソコンの**画面をつけっぱなしにしたまま、離籍しない。**みだりに外部の人の目に付く場所に置かない。
さらにパソコン自体にパスワード及びスクリーンセーバーを設定しておく。

（３）４月当初に昨年度の個人情報を消去し、管理者（管理職）に報告する。

（４）職員室は個人情報にふれる機会が多いので、**教員がいなくなる場合は施錠**する。
特に学校が休日の時に注意する。

（５）退勤する際は、机上の**コンピュータを鍵のかかる場所にしまう**。

3　インターネット運用上の注意

（１）学校のホームページ作成時に個人情報を掲載する場合、**保護者の同意**を得る。
本校では、１年生の入学時に保護者の同意書をもらい、写真、作文、作品の掲載の許可をもらう。

（２）②インターネットサイト上に、職務上知り得た生徒・保護者等の**個人情報を入力・掲載しない**。地図作成サイト　ビデオ掲載サイト　写真掲載サイトなど。
※特にインターネット上の地図作成機能を使用して個人情報を入力し地図を作成することは絶対にしない。特に家庭訪問の時期は注意する。

（３）インターネットサイト上に、過去に掲載した生徒・保護者等の個人情報は消去する。

（４）個人のホームページやブログに、生徒・保護者等の個人情報を掲載しない。

4　万が一個人情報が流出した場合

（１）**速やかに報告**する
報告ルート　　発見者　→　保護担当者（教頭）→保護管理者（校長）→市教委

（２）**事実確認**する
・どんな個人情報が流出したのか？・いつ流出したのか？
・どこから流出したのか？　　・どのようにして流出したのか？

（３）職員会議などで今後の対応を協議する
①個人情報が流出した被害者への説明と謝罪
・どんな個人情報が流出したのか？・いつ流出したのか？
・どこから流出したのか？　　・どのような被害が予想されるか？
②市教委への連絡・報告・相談　　③保護者会の開催　　④マスコミへの対応

＜参考資料＞緊急時に備えた見直し事項

1　緊急対応マニュアルの作成と徹底

①　自校や地域の実態を考慮したマニュアルを作成する。
②　近隣の住民や近隣の官公庁等との連携も加える。
③　出張等で不在になることを想定し、各係とも、複数の職員に分担する。
④　非常時に確認できるように、拡大したものを職員室等に明示しておく。(特に電話番号)
⑤　職員の異動等を考慮し、毎年１回は見直しと確認を行う。

2　緊急対応訓練の計画的な実施（不審者侵入想定も含む）

①　地域や学校の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、実施回数、実施の方法等について、検討を加えながら計画的に実施しているが、不審者による事故発生の想定のもと、マニュアルに基づいた訓練を計画・実施する。
②　訓練が形式的に済まされることのないように、保護者やＰＴＡ及び地域の関係機関・団体等と可能な限り連携を図り、生徒等へ恐怖心を与えない範囲で、緊迫感や臨場感を持たせることが大切。
③　あらゆる場面を想定し、教職員や生徒等の負傷や学級担任の不在の場合などにおける対応なども含めて、実践的な訓練を段階的に行う工夫が望まれる。
④　情報が錯綜することが予想されることから、情報伝達訓練を実施する。

3　安全点検の実施（不審者侵入防止の点検項目追加）

①　「学校施設面における安全確保」について以下のような項目を追加し、より確実な安全点検を実施する。
＊ 校門、フェンス、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行う。
＊ 警備会社等との連絡体制の確認を行う。
②　来校者の確認等の不審者発見の機能点検が行われているか。
③　**休日、部活動で使った場所や、教室、トイレ等の施錠を最後は顧問や担当教諭が確認しているか**

4　生命の安全に対する指導

①　各教科や道徳・学級活動などをとおして、災害(重大事件・事故を含む、以下同じ)による危険、安全な行動の仕方や日常の備え、応急処置などについて計画的に指導する。
②　避難訓練を計画的に実施し、生徒が避難の仕方、避難経路、避難場所などについて体験的に理解し、災害時には安全かつ迅速に避難できるようにする。
③　災害の種類やケース、時間帯などを多様に想定し、それぞれの場合の避難の仕方などについて学級活動などで指導する。

事件の反省(平成13年8月23日開催　当該小学校保護者会における配布資料
「事件についての反省と謝罪」より)

1「学校は安全」という過信から、危機管理意識を徹底できなかった。
2　不審者侵入を想定した危機管理意識が低かった。
3　災害以外の危機対応マニュアルが作成されていなかった。
4　的確且つ迅速な１１０番・１１９番通報ができなかった。
5　教師が不在になり、一時、教室が犯人と生徒だけになってしまった。
6　負傷者の把握が遅れ、救命措置が行われず、２０分間以上放置され、死亡した生徒もいた。
7　学校全体の状況把握と組織的な対処行動ができず、被害を最小限に食い止められなかった。
8　保護者への緊急連絡網が機能せず、保護者への引き渡しが遅れ、児童の下校完了まで事件発生後４時間を費やした。